

精神障害者保健福祉手帳制度について

精神疾患（知的障がいを除く。）を有し、精神障がいのため長期にわたって日常生活、または社会生活に制約のある人が対象となります。

社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的として、申請に基づき広島県知事が交付します。

○ 各種サービス（詳しくはお尋ねください。）

税制の優遇措置、県立施設の利用料減免、県内バスや鉄道（ＪＲは令和７年４月～）の運賃割引等

○ 申請できる時期

初診日から６か月以上経過後

○ 手帳の等級

１級から３級まで。

○ 有効期間

有効期間は２年間です。

更新申請（有効期限３か月前から受付できます。）は２年ごとに必要となります。

○ 申請に必要なもの

☐ 障害者手帳申請書

☐ 次の①～③の書類のうち、いずれかを提出

① 診断書兼意見書（精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費兼用）

※ 自立支援医療（精神通院）制度と同時申請の場合は１通でできます。

② 精神障害を理由とする障害年金証書及び支払通知書等の写し

③ 精神障害を理由とする特別障害給付金受給資格者証等及び国庫金振込通知書の写し

☐ 同意書（② または ③ の書類を提出するとき）

☐ 個人番号カード又は個人番号通知カード

※通知カードを提示する際は、運転免許証などの写真入りの本人確認書類が必要となります。

☐ 写真１枚（横３ｃｍ×縦４ｃｍ、裏面に氏名と「廿日市市」を記載してください。）

※ カラー、白黒どちらでも可

※ 最近１年以内に撮影、脱帽して上半身を写した無背景のもの

注意：以下のような写真は提出しないでください。

ア．複数の人が写っているもの

イ．顔の判別ができないもの

ウ．写真用紙でないもの

○ その他の手続き

住所、氏名など、手帳の内容が変更になる場合、変更の申請が必要となります。

詳しくは、お問い合わせください。また、受給者証を紛失したり破損した場合は、再交付の申請をしてください。

※申請書などの様式は、次の広島県のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/pareamoa/1296114925298.html>

問い合わせ先・申請先

廿日市市役所障害福祉課	〒738-8512 廿日市市新宮一丁目13番1号 (山崎本社 みんなのあいプラザ3階)	0829-30-9152
佐伯支所市民福祉係	〒738-0292 廿日市市津田1989番地	0829-72-1124
吉和支所市民福祉係	〒738-0301 廿日市市吉和3425番地1	0829-77-2113
大野支所健康福祉係	〒739-0492 廿日市市大野一丁目1番1号	0829-30-1006
宮島支所市民福祉係	〒739-0595 廿日市市宮島町1165番地6	0829-44-2001